

# 改正育児・介護休業法等説明会のご案内

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、育児・介護休業法が改正されました。

また、男女雇用機会均等法も併せて改正され、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについて、防止措置を講じることが事業主に義務付けられます。

改正法は、**平成29年1月1日**から施行されます。

佐賀労働局では、下記のとおり説明会を開催いたします。事業主の皆様は、就業規則の見直し、相談窓口の設置等の対応が必要になりますので、ぜひご参加ください。

- 日 時 平成28年11月9日（水）13:30～16:00
- 場 所 佐賀勤労者総合福祉センター（メートプラザ佐賀）  
（佐賀市兵庫北3丁目8-40）
- 内 容
  - ・改正育児・介護休業法について  
改正育児・介護休業法の内容、及び事業主が対応すべき事項について、ご説明いたします。  
また、規定整備の方法やマタハラ防止措置についても、ご説明いたします。
  - ・両立支援助成金等について  
※説明会終了後、個別相談を受け付けます
- 定 員 300名



- 主 催 佐賀労働局
- 参加料 無料
- 申込み方法 下記の申込書に必要事項をご記入の上、**10月31日（月）**までに郵送、FAX等でお申し込みください。定員になり次第締め切らせていただきます。
- 申込み先 佐賀労働局雇用環境・均等室  
〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎3階  
FAX 0952-32-7159 TEL 0952-36-6205

## 「改正育児・介護休業法等説明会」参加申込書（FAX：0952-32-7159）

事業所名	<p><b>上記の11月9日の説明会については、定員に達しました。別の開催日を案内しております。</b></p> <p><b>詳しくは、佐賀労働局雇用環境・均等室（電話0952-36-6205）までお問い合わせください。</b></p>
所在地	
参加者 役職・氏名	

※ご記入いただきました情報は、本説明会の事業以外には使用いたしません。